

住宅性能評価の評価料金の概要

財団法人 茨城県建築センター
平成22年5月1日変更(案)

別表第1 設計住宅性能評価の評価料金

	(イ)床面積の合計	(ロ)必須事項のみについて評価する場合の額	(円)	
			(ハ)料外 必須事項に加えて 構造計算書等を設 計した住宅性能評 価申請に添付し評価 する場合(ニ)に加 算する額	(ヘ)必須事項に加えて音環境に関する事項に ついて評価する場合(ロ)に加算する額
一戸建て の住宅	100㎡以内	23,000	10,000	+1,000
	100㎡超 200㎡以内	27,000		
	200㎡超 500㎡以内	34,000		
	500㎡超	86,000		
共同住宅等	200㎡以内	26,000+M×16,000	10,000	+M×4,000
	200㎡超 500㎡以内	44,000+M×16,000		
	500㎡超 1,000㎡以内	50,000+M×16,000		
	1,000㎡超 2,000㎡以内	60,000+M×16,000		
	2,000㎡超 10,000㎡以内	120,000+M×10,000		
	10,000㎡超 50,000㎡以内	350,000+M×10,000		
M:評価対象戸数	50,000㎡超	800,000+M×10,000	20,000	

注意: *1(ハ)欄の加算する額について、当該建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝え
ない構造方法のみで接しているときは、当該建築物の部分それぞれ別の建築物とみなし加算いたしません。
*2センターにおいて、確認申請を引き受けた場合においては、加算いたしません。

別表第6 建築基準法に基づく確認、検査をともに申請する場合の評価料金の減額

	(イ)床面積の合計	(ロ)設計評価手数料から減ずる額	(円)	
			(ハ)建設評価手数料から減ずる額	(ニ)設計評価手数料から減ずる額
一戸建て の住宅	100㎡以内	2,000	3,000	
	100㎡超 200㎡以内	3,000	4,000	
	200㎡超 500㎡以内	4,000	5,000	
	500㎡超			
共同住宅等	200㎡以内	5,000	9,000	
	200㎡超 500㎡以内	6,000	13,000	
	500㎡超 1,000㎡以内	7,000	16,000	
	1,000㎡超 2,000㎡以内	8,000	20,000	
	2,000㎡超 10,000㎡以内			
	10,000㎡超 50,000㎡以内			
M:評価対象戸数	50,000㎡超			

別表第2 建設住宅性能評価(新築住宅に限る。)の評価料金

	(イ)床面積の合計	(ロ)必須事項のみについて評価する場合の額	(円)	
			(ハ)必須事項に加えて音環境に関する事項に ついて評価する場合(ロ)に加算する額	(ニ)設計評価手数料から減ずる額
一戸建て の住宅	100㎡以内	68,000	+1,000	
	100㎡超 200㎡以内	94,000		
	200㎡超 500㎡以内	112,000		
	500㎡超	216,000		
共同住宅等	200㎡以内	N×23,000+M×17,000	+M×4,000	
	200㎡超 500㎡以内	N×30,000+M×17,000		
	500㎡超 1,000㎡以内	N×39,000+M×17,000		
	1,000㎡超 2,000㎡以内	N×93,000+M×17,000		
	2,000㎡超 10,000㎡以内	N×180,000+M×15,000		
	10,000㎡超 50,000㎡以内	N×350,000+M×15,000		
M:評価対象戸数	50,000㎡超	N×700,000+M×15,000		

N:現場検査を行う回数(現場検査書類等による審査にて省略する場合を含む)

別表第7 住戸の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額

(円)	
設計住宅性能評価等の評価料金から減ずる額	m×3,000
m:同一仕様で同一評価の住戸の戸数	

別表第8 住棟の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額

(円)	
設計住宅性能評価等の評価料金から減ずる額	M×3,000
M:住棟の仕様が同一仕様等である住棟の戸数	

別表第3 他者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価の評価料金の加算額

	(イ)床面積の合計	(ロ)必須事項のみについて評価する場合の 加算額	(円)	
			(ハ)必須事項に加えて音環境に関する事項に ついて評価する場合(ロ)に加算する額	(ニ)設計評価手数料から減ずる額
一戸建て の住宅	100㎡以内	12,000	+1,000	
	100㎡超 200㎡以内	15,000		
	200㎡超 500㎡以内	23,000		
	500㎡超	44,000		
共同住宅等	200㎡以内	13,000+M×9,000	+M×1,000	
	200㎡超 500㎡以内	25,000+M×9,000		
	500㎡超 1,000㎡以内	34,000+M×9,000		
	1,000㎡超 2,000㎡以内	44,000+M×9,000		
	2,000㎡超 10,000㎡以内	110,000+M×9,000		
	10,000㎡超 50,000㎡以内	200,000+M×9,000		
M:評価対象戸数	50,000㎡超	400,000+M×9,000		

別表第9 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した住宅性能評価の評価料金の減額

	(円)	
	(イ)設計評価評価料金から減ずる額	(ロ)建設評価評価料金から減ずる額
一戸建ての住宅	4,000	4,000
共同住宅等	4,000+M×2,000	4,000+M×2,000
M:評価対象戸数		

別表第10 あらかじめ代表理事が定める日又は期間内に住宅性能評価を行った場合の評価料金に乗ずる係数

(イ)区分	(ロ)設計住宅性能評価の評価料金に乗ずる係数	(ハ)建設住宅性能評価の評価料金に乗ずる係数
一戸建て住宅	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7
共同住宅等	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7	0.95・0.9・0.85・0.8・0.75・0.7

代表理事は、代表理事が定める日又は期間、代表理事が定める項目、代表理事が定める係数を、あらかじめ定めることができるものとする。

別表第4 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の評価料金の加算額

	(イ)測定を行う化学物質	(円)	
		(ロ)建設住宅性能評価の評価料金の加算額	(ニ)設計評価手数料から減ずる額
一戸建て の住宅	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	30,000	
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	40,000	
共同住宅等	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	m×12,000+(2p-1)×20,000	
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	m×22,000+(2p-1)×20,000	
M:室内空気中の化学物質の濃度等の測定戸数		p:m÷20の整数(小数点以下は切り上げる。)	

別表第11 新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金の返還率

	(イ)申請の取下げを行った時期	(円)	
		(ロ)当該手数料に乗ずる率	(ニ)設計評価手数料から減ずる額
一戸建て の住宅	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95	
	第1回目の現地検査を実施した日から第2回目の現地検査の前日まで	0.7	
	第2回目の現地検査を実施した日から第3回目の現地検査の前日まで	0.45	
共同住宅等	第3回目の現地検査を実施した日から第4回目の現地検査の前日まで	0.2	
	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95	
M:評価対象戸数		1-(J÷N+0.05)	

J:評価の取り下げ及び解除の日までにすでに実施した現場検査の回数
N:現場検査を行う回数(現場検査書類等による審査にて省略する場合を含む)

- 注意 1. 測定の方法は、簡易測定機器(測定サンブーによるパッシブ採取方式)による。
2. 評価方法基準6-4(3)イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を、申請者が行うものとする。
3. 新築住宅に係る建設住宅性能評価においては、竣工時の検査と測定を同時に行うものとする。
4. VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレンをいう。

別表第5 住宅型式性能認定又は認証型式住宅部分等を含む場合の評価料金の減額

	(イ)床面積の合計	(円)			
		(ロ)住宅型式性能認定 (ハ)住宅型式性能認定 (ニ)住宅型式性能認定 (ヘ)住宅型式性能認定	(イ)住宅型式性能認定	(ロ)住宅型式性能認定	(ハ)住宅型式性能認定
一戸建て の住宅	100㎡以内	1,000	2,000	11,000	18,000
	100㎡超 200㎡以内	2,000	3,000	14,000	23,000
	200㎡超 500㎡以内	3,000	4,000	18,000	28,000
	500㎡超	5,000	6,000	10,000	16,000
共同住宅等	200㎡以内	2,000+M×1,000	3,000+M×1,000	N×3,000+M×1,000	N×4,000+M×1,000
	200㎡超 500㎡以内	5,000+M×1,000	8,000+M×1,000	N×6,000+M×1,000	N×8,000+M×1,000
	500㎡超 1,000㎡以内	7,000+M×1,000	10,000+M×1,000	N×9,000+M×1,000	N×12,000+M×1,000
	1,000㎡超 2,000㎡以内	8,000+M×1,000	13,000+M×1,000	N×11,000+M×1,000	N×15,000+M×1,000
	2,000㎡超 10,000㎡以内	23,000+M×1,000	26,000+M×1,000	N×21,000+M×1,000	N×27,000+M×1,000
	10,000㎡超 50,000㎡以内	39,000+M×1,000	46,000+M×1,000	N×38,000+M×1,000	N×44,000+M×1,000
	50,000㎡超	80,000+M×1,000	91,000+M×1,000	N×70,000+M×1,000	N×77,000+M×1,000
	M:評価対象戸数				
	N:現場検査を行う回数(現場検査書類等による審査にて省略する場合を含む)				

- (注意事項)
※ Nは、現場検査を行う回数ですが、現場検査書類等による審査にて省略する場合も含みます。
※ 建設住宅性能評価申請の評価料金には、紛争処理負担金が含まれます。
※ 評価料金は、現金又は振込によります。
※ 必須評価事項とは日本住宅性能表示基準のうち、「音環境」及び「化学物質の濃度等の測定」を除いた事項です。
※ 上記により算出された評価料金には、消費税を含みます。
※ その他詳細については、(財)茨城県建築センター評価業務規程に基づきます。